

令和5年12月定例会 名取市職員定数条例の一部改正など29議案を審議

名取市職員定数条例の一部を改正する条例が可決されました。消防の職員定数を101人から109人に引き上げる内容を6月議会の一般質問で、令和4年度における男性職員の育児休業取得率0%という差を指摘し、消防職員の増員を強く求めたことで、早期に是正されることへと導きました。また、令和6年10月に開所予定の新しい手倉田出張所へ、救急車が配備されることが決まりました。

新型コロナウイルスの予防接種による健康被害が認定された市民に医療費等を給付する費用、東日本大震災復興交付金事業の完了による国への返還金、氏名の振り仮名の法制化によるシステム改修費用、児童発達支援給付費及び放課後等デイサービス給付費を措置する令和5年度一般会計補正予算（第7号）が、可決されました。

インターネット上からコピーしたイラストを学校だよりに無断で使用したことにより、著作権者から損害賠償を請求され、2年間の使用料を支払うなどを条件に和解することが提案されました。同様の事案は平成28年にも発生しており、約7年の経過により著作権に対する意識が甘くなっていたとのこと。賠償額の根拠などに疑問が残るため反対しました。

令和5年度一般会計補正予算（第8号）が可決されました。住民税非課税世帯へ7万円を支給するエネルギー・食料品価格等物価高騰重点支援給付金は、口座番号の確認が必要な世帯の場合、1月上旬に書類を送付される予定です。また、11月末時点で名取市に住民登録のある全ての世帯を対象とする地域応援商品券事業は、2月上旬までに3千円分の商品券が発送される予定です。

令和5年9月定例会 令和4年度決算など20議案を審議

令和4年度歳入歳出決算の審査を行いました。一般会計の歳入は365億1744万円、歳出は348億3770万円で、年度内に完了できなかった事業のための財源として3億42万円を翌年度に繰り越します。当年度実質収支は13億7931万円の黒字であり、単年度実質収支及び実質単年度収支も黒字となりました。市財政を取り巻く環境は、今後も厳しい状況が続くと見込まれることから、引き続き健全な財政運営に努めることが求められます。

令和4年度歳入歳出決算への総括質疑に対し、特定空家等の所有者等に対する措置について検討まで至っていないこと、RPAの導入・運用により、ふるさと納税や検診申込みなど7つの業務で合計1434時間の業務時間が削減できたこと、大規模盛土造成地2か所について、危険範囲の測量や地質調査などの詳細調査を実施し、さらなる安全性を確認することなどの答弁がありました。

令和4年度歳入歳出決算の認定に対する討論を行いました。教育費の構成比が約12・35%と東日本大震災前の水準にまで回復したことなどを評価しつつ、税の公平性を高めるために3つの改善点を指摘し、管理不全の空き家について適切に対応することなどを求めました。

令和4年度一般会計5号補正で、新たな一般廃棄物最終処分場建設候補予定地を選定するに当たって（仮称）最終処分場用地選定委員会を開催するために必要となる費用が、6号補正で、インフルエンザの流行を予防することで新型コロナウイルス感染症の診療体制を確保するため、中学3年生及び65歳以上の高齢者等が自己負担なく予防接種を受けられるよう、かかる費用が措置されました。

一般質問①
学校法人に対する固定資産税の賦課徴収について

地方税法第348条第2項第9号に、学校法人が所有する学校施設への非課税の規定がある。学校法人が設置する寄宿舎と、直接保育又は教育の用に供する固定資産に対しては、固定資産税を課することができないという内容である。

Q 非課税の適用を受ける者に対し、申告書や事実証明書の提出等、どのような手続を求めているのか。

A 名取市市税条例第56条の規定に基づき、非課税申告書の提出を求めている。記載事項を確認できる関係書類の添付もお願いしている。

Q 非課税の適用対象となる固定資産であるかどうかの判断の根拠となる、各学校法人の教育活動に関する状況把握の現状は。

A 用途等を確認できる関係書類の内容を基に現地調査を行い、教育活動状況を把握している。

宮城県は、学校設置認可を受けた私立学校について、毎年「宮城県私立学校名簿」に記載して公表している。本市には固定資産税を非課税とする学校法人が7法人あるが、宮城県私立学校名簿を見ると4法人しか見当たらない。差引き3法人については、もし学校施設として教育活動が実施されていない場合、非課税規定の適用を外さなければならなくなる可能性がある。

Q 宮城県私立学校名簿に、本市内に学校が所在することが記載されていない学校法人について、教育活動の実施状況を調査し、活動の実態が認められない場合は課税すべき。

A 仮に学校法人等に対する固定資産税の非課税の適用について、疑義が生じた場合は、相手先から現状についての聞き取りや現地調査を行うなど、教育活動の実施状況を適確に把握し、適切な賦課徴収につなげていきたい。

一般質問①
児童生徒の学力向上について

令和5年度の全国学力・学習状況調査の報告書と集計結果によると、仙台市を除く宮城県の数値は、小中学校ともに対象とされる全ての教科で、平均正答率が全国平均を下回った。平均正答数も全校種、全教科で全国を下回っている。

Q 本市の児童生徒の学力について、現状をどう捉えているのか。

A 基礎的な知識・技能については一定程度定着しているが、応用力や自力解決していく力などに課題があると捉えている。

Q 宮城県の学力向上マネジメント支援事業は、角田市、柴田町、多賀城市、大崎市、石巻市、気仙沼市で実施されている。本市で検討はなかったのか。

A 県の事業の一環としては行っていない。ただ、大事だとされる5つの柱は、本市においても内容的には十分取り組まれていると思う。

学校外教育活動に関する民間企業の調査によると、定期的に塾や学校外の教室へ通っている児童生徒の割合は、小1が40・8%、小6が54・4%、中3が62・1%であった。また、文部科学省の令和3年度子供の学習費調査によると、公立学校1人当たりの年間の学習費の平均は、中1が約15万6千円、中2が約20万4千円、中3が約39万円であった。学習費の助成制度を設けている自治体もある。

Q 学習塾にかかる費用の助成制度について、効果や課題等を検討すべき。

A 市内においても多くの小中学生が学習塾に通っていると捉えている。学習塾に行くかどうかは各家庭での判断であり、今のところ助成制度を創設する考えはないが、他自治体の動向等を確認していきたい。

一般質問②
分煙施設の整備について

平成30年に健康増進法が一部改正され、令和元年7月1日から行政機関の庁舎等、第一種施設は敷地内禁煙が義務づけられた。

Q 本市が設置する主な喫煙所の場所は。

A 市役所庁舎、文化会館、サイクルスポーツセンター、名取駅東口及び西口広場、館腰駅東口広場などである。

Q 市が設置する喫煙所における受動喫煙対策は、どのように行われているのか。

A 屋外に設置している喫煙所については、出入口付近や利用者が多く集まる場所を避け、望まない受動喫煙の防止に取り組んでいる。

Q 喫煙所付近での受動喫煙に関する苦情が寄せられたことは。

A 平成30年から現在まで、名取駅では7件、館腰駅では1件の苦情があった。

国からの通知に、各市町村が分煙施設整備を進める上で参考となるような様々な取組の事例と分煙施設に対する特別交付税措置等が紹介されている。対象経費は施設整備に要する経費のうち2分の1で、上限は500万円である。

Q 特別交付税措置等を活用し、多くの人が利用する公共の場所に分煙施設を整備すべき。

A 一定の要件を満たした屋外分煙施設を設置する場合は、特別交付税措置が講じられている。まずは、すでに灰皿が設置され、特に人通りが多い名取駅に、屋外分煙施設を設置したいと考えている。

Q いつまでに設置するのか。

A 出来るだけ早くにと考えている。

一般質問②
仙台市との合併構想について

Q 仙台市との合併は過去に断念した経緯があるが、実施された場合のメリットとデメリットは何が考えられるのか。

A 市町村合併は個別に事情が異なるものであり、合併形態にもよることから、仙台市との合併について確定的に申し上げることは難しい。

Q 具体的なメリットの一つは、仙台市地下鉄を名取に延ばす構想を議論する土台が整うことだと思う。市長は1回目の市長選挙で公約に掲げたが、まだ公約として残っているのか。

A 私が市長をしている間の公約では白紙だが、将来的に機が熟せば、あってもよいと思う。

Q 政令指定都市になれることも、一つの魅力として捉えられるのではないか。

A そのようなメリットもあると思うが、当然デメリットも考えられる。

Q ほかのメリットとしては、人事ローテーションの活性化もある。職員の資質能力の向上にもつながると思われる。県が広域化構想の対象としている消防と水道に限っても、現場の職員にアンケートを取ってはどうか。

A 消防は単独で運営していく。水道についてもビジョンを示し、持続可能な水道を本市で運営していく姿勢を示している。アンケートは考えていない。

Q 本市が、東北の若者の首都圏流出を食い止める人口のダム機能強化を目指す旗振り役となり、県及び仙台市に対し市町村合併を検討するための場の設置を提案すべき。

A 自主的な市町村合併という形ではなく、仙台都市圏域全体の中で人口流出の受皿となるような機能の一部を果たせればと考えている。